

事務連絡  
令和2年6月

健保事務担当者 各位

トッパングループ健康保険組合

## 賞与支払届の提出に係るお願い

平素は当健康保険組合の事業運営に多大なるご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年も夏期賞与の時期となりました。保険料徴収の対象となる賞与を支給した場合は、健保組合への届出が必要です。下記の点にご留意いただき、支給日から5日以内に関係書類をご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、提出に当たりましては、事務作業効率化の観点から必ず、電子ファイルにて届出いただけますようご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### I. 保険料徴収の対象となる賞与

保険料徴収の対象となるかどうかは以下の通り定義されています。

##### 【保険料徴収の対象となるもの】

- ・賞与(役員賞与も含む)・期末手当・決算手当など賞与と同一性質を有すると認められるもので、年間を通じて支給回数が3回までのもの
- ・上記のうち通貨で支給されるもののほか、自社製品など現物で支給されるもの

##### 【保険料徴収の対象とならないもの】

- ・賞与と同一性質を有すると認められるもので年間を通じて支給回数が4回以上のもの
- ・事業主が恩恵的に支給する結婚祝金や臨時的に支給する大入袋など

## Ⅱ. 賞与支払届の提出

### 1. 提出書類

- ・賞与支払届（磁気媒体で届出する場合は『磁気媒体届出書総括表』）

### 2. 提出期限

賞与支給日から5日以内

### 3. 届出対象者

賞与支給があった全被保険者分の届出が必要です。保険料徴収の対象外となる、産前産後休業保険料免除者、育児休業保険料免除者、資格喪失する(した)被保険者についても届出が必要です。

## Ⅲ. 賞与からの保険料徴収

### 1. 保険料徴収対象外となる支給月

保険料徴収の対象となる賞与等であっても、産前産後休業中または育児休業中の保険料免除月、資格喪失日(退職日の翌日)が属する月に支給された場合、保険料は徴収されません。介護保険料についても同様の取り扱いとなります。

### 2. 再雇用月に支給された際の取扱い

再雇用者の同月内における喪失・取得があった月に支給された賞与は、喪失日より前に支給された場合、保険料は徴収されません。取得日以降に支給された場合は保険料徴収の対象となります。

【例】6月15日で再雇用となり喪失がある場合

1～14日に支給された賞与 … 徴収されない。

15～30日に支給された賞与 … 徴収される。

### 3. 保険料の計算方法

保険料は被保険者ごとに支給額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を掛けて算定します。月の保険料のような月額表があるわけではありません。

ただし、標準賞与額の上限は年度の賞与累計額573万円となります。支給額が573万円を超える者の場合は、573万円に保険料率を掛けて算定してください。

【当健保組合の保険料率】(令和元年度)

■健康保険料率 9.5/100 (被保険者 4.23/100、事業主 5.27/100)

■介護保険料率 1.76/100 (被保険 0.88/100、事業主 0.88/100)

問い合わせ先

適用・給付担当

Tel 03-3835-6701